

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市豊田土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）中嶋地区）を行うことについて平成26年11月14日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において平成26年12月2日から同月22日まで縦覧に供する。

平成26年11月25日

香川県知事 浜 田 恵 造